

令和 6 年 度

一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画

小 樽 市

I 一般廃棄物処理の基本的事項

- 1 処理区域 小樽市全域
- 2 計画期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 3 処理対象 ごみ、し尿、浄化槽汚泥

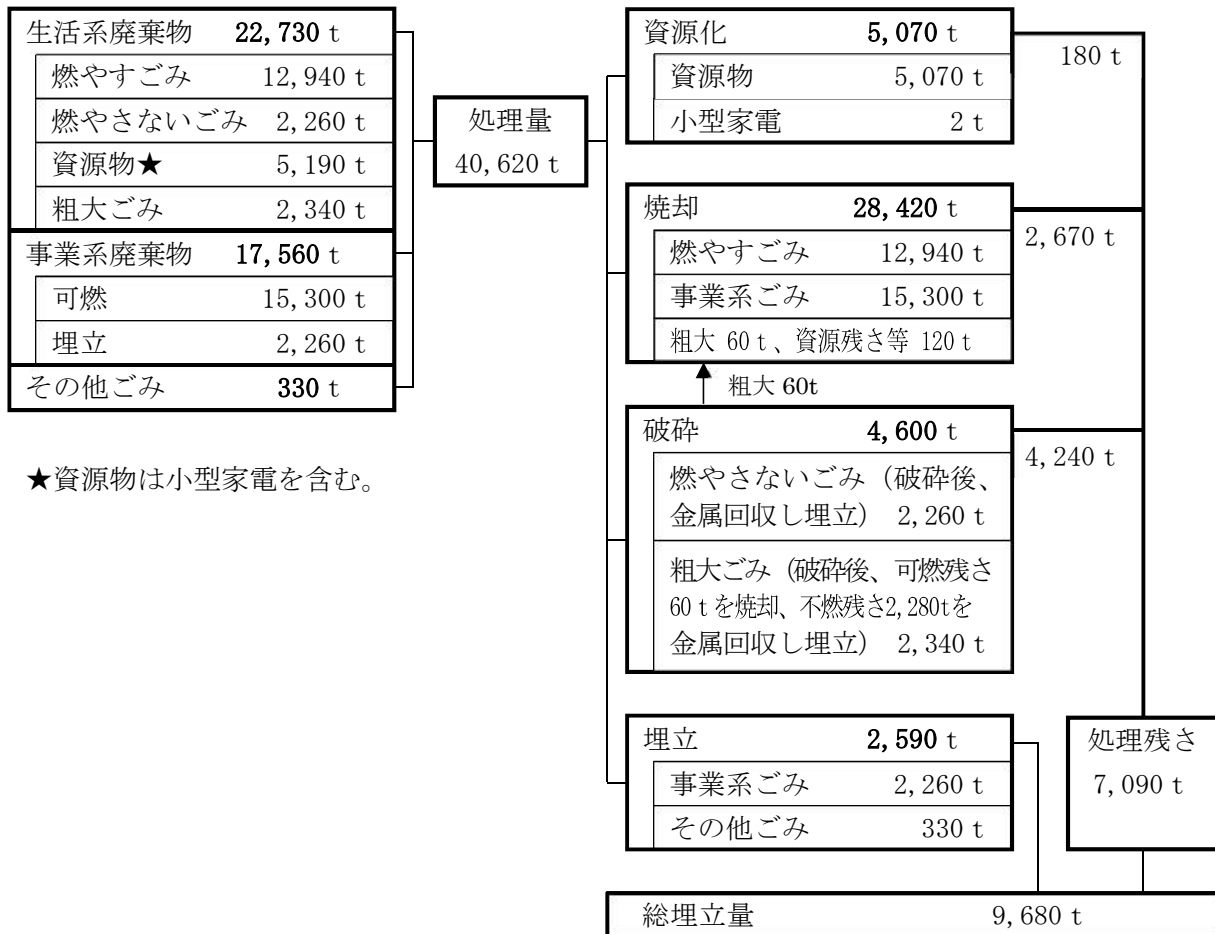
II ごみ処理実施計画

1 排出の状況

	収集対象人口	計画収集量	許可業者等収集量	合計
生活系廃棄物	105,198人	20,390 t	※ 2,340 t	22,730 t
事業系廃棄物		—	17,560 t	17,560 t
その他ごみ		330 t	—	330 t
合計		20,720 t	19,900 t	40,620 t

- 注) 1. 収集対象人口は、令和6年9月末の推計人口である。
2. 許可業者等とは、一般廃棄物収集運搬業許可業者、回収業者、その他法令の規定により一般廃棄物の収集ができる者をいう。
3. ※印は、粗大ごみと小型家電を合算した収集量である。
4. その他ごみは、不法投棄、ボランティア清掃など生活系・事業系の区分ができないごみである。

<収集処理内訳>



※ 収集処理量は整数1桁目で四捨五入しています。

※ 粗大ごみの内60t分は、破碎と焼却の両方に計上されています。

(1) 生活系廃棄物

種 類	収集・運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処分主体	処分方法
燃 や す ご み	市 (委 託)	広域連合	焼 却	市(委託)	埋 立
燃 や さ ない ご み	市 (委 託)	広域連合	破 砕	市(委託)	埋 立
資源物(缶、びん、 蛍光管及び電球、 電池類、スプレー 缶)	市 (委 託)	広域連合	資 源 化	—	—
資源物(新聞、雑誌 及び書籍、段ボー ル、紙パック、紙製 容器包装)	市 (委 託)	市(委託)	資 源 化	—	—
資源物(ペットボト ル、プラスチック製 容器包装)	市 (委 託)	広域連合	資 源 化	—	—
粗 大 ご み	許 可 業 者	広域連合	破砕・焼却	市(委託)	埋 立
小 型 家 電	市 (委 託)	認定事業者	資 源 化	—	—

※広域連合とは、北しりべし廃棄物処理広域連合をいう。

※認定事業者とは、小型家電リサイクル法第10条第3項に基づき、再資源化事業計画について環境大臣及び経済産業大臣による認定を受けた事業者をいう。

(2) 事業系廃棄物

種 類	収集・運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処分主体	処分方法
事業系ごみ (再生利用しないごみ)	許 可 業 者	広域連合	焼 却	市(委託)	埋 立
事業系ごみ (再生利用するごみ)	許 可 業 者 等	民 間	資 源 化	—	—

(3) その他ごみ

種 類	収集・運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処分主体	処分方法
その他ごみ	市(直営・委託)	—	—	市(委託)	埋 立

注) その他ごみは、不法投棄、ボランティア清掃など生活系・事業系の区分ができないごみである。

3 排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制の方法

項 目	概 要										
ごみ処理手数料の徴収 (燃やすごみ、燃やさないごみ)	<p>家庭から排出されるごみの減量化と資源物収集量の増加を図るため、資源物を除くごみの処理について手数料を徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定ごみ袋で排出するもの <table border="1"> <tr><td>50袋</td><td>10円</td></tr> <tr><td>100袋</td><td>20円</td></tr> <tr><td>200袋</td><td>40円</td></tr> <tr><td>300袋</td><td>60円</td></tr> <tr><td>400袋</td><td>80円</td></tr> </table> ごみ処理券で排出するもの 80円 	50袋	10円	100袋	20円	200袋	40円	300袋	60円	400袋	80円
50袋	10円										
100袋	20円										
200袋	40円										
300袋	60円										
400袋	80円										
集団資源回収への支援	<p>資源物回収量の増加を図るため、町会・PTA・自治会などの団体が実施する集団資源回収について、実施団体に対し、支援をする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収団体</td> <td>集団資源回収を実施する町会、PTA、自治会などの営利を目的としない団体で、あらかじめ市の登録を受けたもの</td> </tr> <tr> <td>対 象 資源物</td> <td>紙類、金属（スチール缶を除く。）、びん（ワンウェイびんを除く。）、布類等のうち、再生利用又は再使用ができるもの</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収団体への奨励金 (基準量より増加した分に加算金)</td> <td>3円/kg (加算金 3円/kg)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	定 義	回収団体	集団資源回収を実施する町会、PTA、自治会などの営利を目的としない団体で、あらかじめ市の登録を受けたもの	対 象 資源物	紙類、金属（スチール缶を除く。）、びん（ワンウェイびんを除く。）、布類等のうち、再生利用又は再使用ができるもの	区 分	金 額	回収団体への奨励金 (基準量より増加した分に加算金)	3円/kg (加算金 3円/kg)
名 称	定 義										
回収団体	集団資源回収を実施する町会、PTA、自治会などの営利を目的としない団体で、あらかじめ市の登録を受けたもの										
対 象 資源物	紙類、金属（スチール缶を除く。）、びん（ワンウェイびんを除く。）、布類等のうち、再生利用又は再使用ができるもの										
区 分	金 額										
回収団体への奨励金 (基準量より増加した分に加算金)	3円/kg (加算金 3円/kg)										
エコショップ認定制度	<p>有料レジ袋削減のために、買い物袋の持参、簡易包装の推進などに取り組んでいるほか、ごみの減量化や再資源化、省エネルギーなどにおいても積極的に取り組んでいる市内の小売店舗を「エコショップ(環境にやさしい店)」として認定し、市の広報紙やホームページなどで市民に周知し、利用してもらうことにより、市民の環境保全意識の高揚を図る。さらに、食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店舗等についても新たに対象に加えるよう検討する。</p>										
資源回収ボックスの活用	<p>資源物がごみとして排出されることを防ぐため、市役所本庁舎など市の施設（5か所）に設置している資源回収ボックスを活用する。</p> <p>資源回収ボックスの設置場所</p> <p>①市役所本庁舎 ②清掃事業所 ③塩谷サービスセンター ④銭函サービスセンター ⑤文学館・美術館</p>										

啓 発 普 及	<p>循環型社会の形成に向けて、市、市民及び事業者が、それぞれの立場から発生抑制、再利用及び再生利用に努める必要がある。</p> <p>市は、市民が容易に取り組むことができるごみの減量化や資源化について、継続的に各種の啓発活動を展開し、市民のごみ減量化についての意識向上に努める。特に、資源物の不適正排出における戸別指導、水切りの徹底のほか、食品ロス削減のため、一人一人が「もったいない」を意識して行動するよう啓発を行う。</p> <p>事業者に対しては、再生資源の使用、長く使える製品やリサイクルしやすい製品の開発、過剰包装の自粛や廃止を呼びかけるとともに、食品の流通・消費過程等で生じる売れ残りや食べ残し等の発生抑制について啓発する。さらに、立ち入り調査等により、事業系ごみの適正処理についての指導を一層強化するとともに、啓発リーフレットを作成し、事業系資源物の分別・リサイクルの推進について協力を要請する。</p>
小 型 家 電 回 収	<p>平成25年4月1日に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、市内5か所に回収ボックスを設置し、無料で回収する。回収した小型家電は、認定事業者引き渡す。</p> <p>回収ボックス設置場所 ①市役所ごみ減量推進課 ②清掃事業所 ③塩谷サービスセンター ④銭函サービスセンター ⑤駅前サービスセンター</p>

★ ごみ処理手数料の減免

減量の努力をしても減量できない事情を考慮し、新生児や乳幼児、障がい者などで一定の要件を満たす方に指定ごみ袋（燃やすごみ用）を一定数無料で配布する。

★ ボランティア清掃活動用ごみ袋の配布

個人及びボランティア団体等が、地域環境美化のために行う清掃活動において、収集したごみを入れて排出するときに使用のごみ袋を交付する。

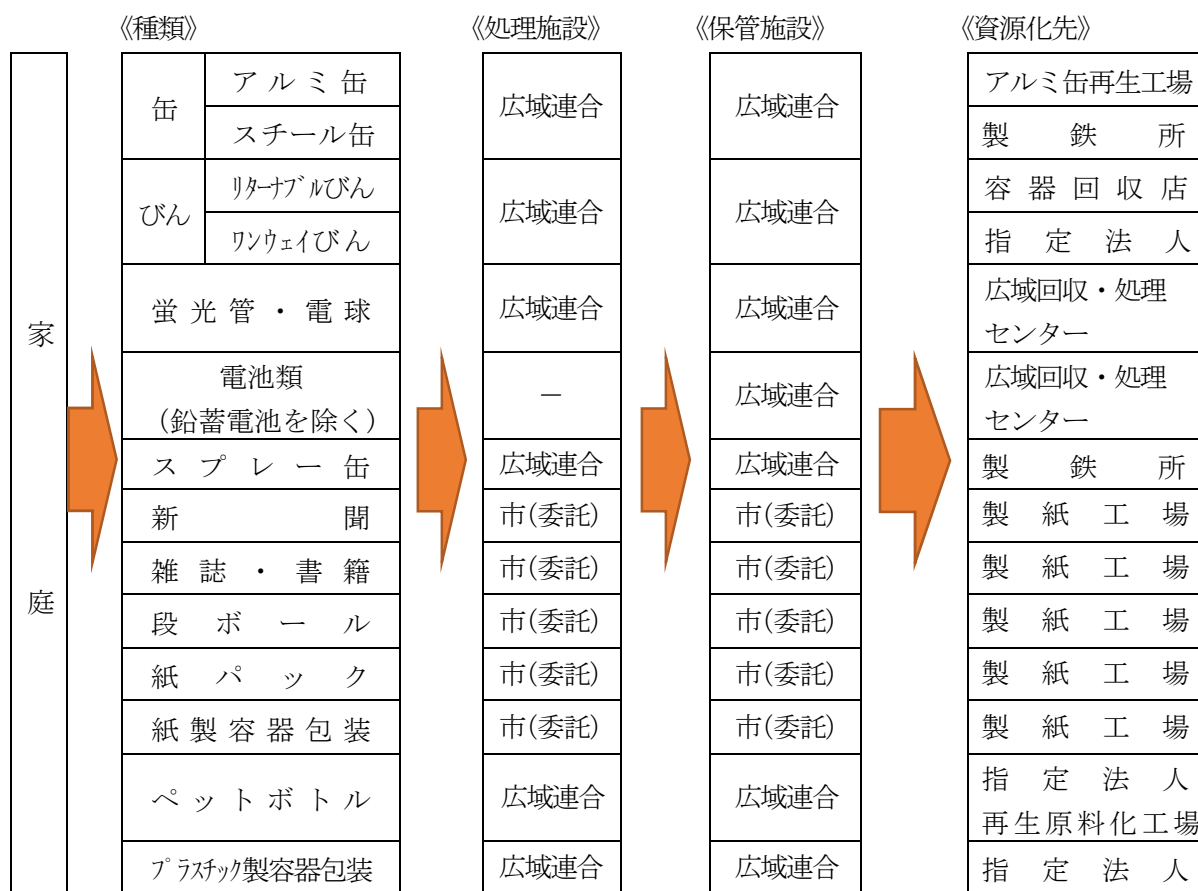
(2) 再資源化の方法及び量

① 生活系資源物

【収集対象品目】 缶・びん・蛍光管（電球を含む）・電池類（鉛蓄電池を除く）・スプレー缶・新聞・雑誌（書籍を含む）・段ボール・紙パック・紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装

【収集処理予定量】 5, 190 t

【資源物の流れ】



- 注) 1. リターナブルびんとは、ビールびんなどの繰り返し使用できるびんをいう。
 2. ワンウェイびんとは、そのままでは再使用できず、砕いてガラスの原料等にするびんをいう。
 3. 指定法人とは、再商品化を委託された「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」をいう。
 4. 広域回収・処理センターとは、一般社団法人 JBRC 及び公益社団法人全国都市清掃会議から回収及び処理を委託された「野村興産(株)イトムカ鉱業所」をいう。

② 小型家電

【回収対象品目】 小型家電リサイクル法対象機器

【回収予定量】 2 t

【運搬体制】 (各回収ボックス→一時保管施設) 市 (委託)
 (一時保管施設→再資源化施設) 市

【再資源化】 小型家電リサイクル法認定事業者

4 収集・運搬計画

(1) 生活系廃棄物

分 別	品 目	収 集 形 態	収 集 回 数	
燃 や す ご み	生 ご み 等	原則ステーション方式	週 2 回	
燃 や さ ない ご み	資源物を除く プラスチック製品等	原則ステーション方式	2週に1回	
資 源 物	か び ん 等	缶	原則ステーション方式	2週に1回
		びん		
		蛍光管及び電球		
		電池類(鉛蓄電池を除く)		
	紙 類	スプレ－缶	原則ステーション方式	2週に1回
		新聞		
		雑誌及び書籍		
		段ボール		
	プ ラ ス チック 類	紙パツク	原則ステーション方式	週 1 回
		紙製容器包装		
ペ ット ボ トル	ペットボトル	原則ステーション方式	週 1 回	
	プラスチック製容器包装			
粗 大 ご み	家 具 等	許可業者による戸別収集	随 時	

★ ふれあい収集の実施

高齢、病気、障がいなどの理由により、ごみステーションへ家庭ごみを排出できない世帯について、戸別にごみを収集するとともに声かけを行う。

★ ごみの自己搬入について

排出者による処理施設への自己搬入については、周辺環境の保全や施設内での安全確保等の観点から認めないこととする。ただし、やむを得ない事情で決められた収集日にごみを排出できない市民のため、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」に限り、特定の日時を指定し清掃事業所において排出者の自己搬入を受け付ける。

① 市が収集しないもの

小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例第6条第1項各号及び小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第3条第1項に規定するもの

ア) 特別管理一般廃棄物

イ) ゴムタイヤ(自動車用に限る。)

ロ) スプリングマットレス

エ) 消火器、プロパンガスボンベなど爆発のおそれがあるもの

カ) 農薬など毒性を有するもの

キ) 注射針など感染のおそれがあるもの(処方した医療機関、調剤薬局または訪問看護ステーションなどに戻せるもの以外は②の排出方法による。)

- キ) パーソナルコンピュータ（ディスプレイを含む。）。ただし、小型家電回収ボックスに投入されたものを除く。
- ク) 鉛蓄電池
- ケ) ユニット形エアコンディショナー
- コ) テレビ（ブラウン管式のほか、液晶・プラズマ、有機ELテレビの薄型なども該当）
- カ) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- シ) 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- ス) 最大の辺又は径が1 mを超えるもの
- セ) 重量が50 kgを超えるもの
- ソ) 0.1 m³の直方体の中に納まらないもの
- タ) ②の排出方法に違反して排出されたもの

② 排出方法

- ア) ごみや資源物は、収集日の朝、8時30分までに決められた場所に排出する。
- イ) 燃やすごみは、黄色の指定ごみ袋に入れ、指定ごみ袋に入らないもので粗大ごみでないものは、黄色のごみ処理券を貼って排出する。
- ウ) 燃やさないごみは、青色の指定ごみ袋に入れ、指定ごみ袋に入らないもので粗大ごみでないものは、青色のごみ処理券を貼って排出する。
- エ) 処方した医療機関、調剤薬局又は訪問看護ステーションなどに戻せない医療廃棄物のうち、薬品・薬剤びん、ガラス製点滴ボトルなどは燃やさないごみとして排出し、プラマークのある点滴バッグ類、錠剤シートはプラスチック製容器包装として、経管栄養剤缶はかん等として資源物として排出する。汚れの付いたバッグ類、輸液ライン、カテーテル類などは衛生的な処理のため汚物を捨て、新聞紙などでくるみ、さらにポリ袋に入れ、燃やすごみ用の黄色の指定ごみ袋に入れて排出する。
- オ) 資源物は、次の表のとおり排出する。

区分	品目の例	排出方法
缶（アルミ缶・スチール缶）	飲料水の缶、缶詰の缶、菓子缶、粉ミルクの缶など	汚れを落として、透明・半透明の袋に入れて排出する。
びん	飲料水・酒類・調味料・食品などのガラスびん	汚れを落として、透明・半透明の袋に入れて排出する。
蛍光管・電球	直管・円管・電球型などの蛍光管、グローランプ、電球	購入時の紙容器や新聞紙などに包んで排出する。
電池類（鉛蓄電池を除く）	マンガン電池、アルカリ電池、リチウムイオン電池など	テープ等で端子部分を絶縁の上、透明・半透明の袋に入れて排出する。
スプレー缶類	殺虫剤やヘアスプレーなどのスプレー缶、カセット式ガスボンベ	中身を使い切り、穴をあけて透明・半透明の袋に入れて排出する。
新聞	新聞、チラシ、雑紙	ひもで十字に縛るか、新聞販売店が配付する専用の袋に入れて排出する。
雑誌・書籍	週刊誌、単行本、辞典など	ひもで十字に縛って排出する。

段ボール	段ボール	金具やガムテープを取り、平たく伸ばしてひもで十字に縛って排出する。
紙パック	牛乳・酒・ジュースなどの紙パック	中をすすぎ、切り開いて乾かし、ひもで十字に縛って排出する。
紙製容器包装	紙箱、紙袋、包装紙、台紙などの容器包装	汚れを落として、透明・半透明の袋に入れて排出する。
ペットボトル	PETのマークが付いた、飲料水・酒・調味料などの容器	キャップとラベルを外し、中をすすぎ、透明・半透明の袋に入れて排出する。キャップとラベルはプラスチック製容器包装として排出する。
プラスチック製容器包装	トレイ、チューブ、ネット、ポリ袋、ラップ類、カップなどの容器包装	汚れを落として、透明・半透明の袋に入れて排出する。

- ★ スプレー缶類で穴開けできない場合は、消防署（支署、出張所等を含む）に持参すれば引き取りを行う。
- ★ リチウムイオン電池等で小型家電から取り外しの出来ないものは、消防署（支署、出張所等を含む）に持参すれば引き取りを行う。

(2) 事業系廃棄物

種類	収集形態	収集回数
事業系ごみ（再生利用しないごみ）	排出事業者が許可業者に依頼する。	随時
事業系ごみ（再生利用するごみ）	排出事業者が許可業者等に依頼する。	随時

5 中間処理施設（設置者：北しりべし廃棄物処理広域連合）

施設名	北しりべし広域クリーンセンター
所在地	小樽市桃内2丁目111番地2
処理能力 焼却施設	焼却炉 197t/日（98.5t/日×2炉） 灰溶融炉 15t/日（休止中）
リサイクルプラザ	燃やさないごみ・粗大ごみ系統 36.0t/5h 資源物系統 37.8t/5h

6 最終処分計画

(1) 廃棄物最終処分場の概要

施設名	所在地	埋立地面積	埋立容量	残余容量
小樽市廃棄物最終処分場	小樽市桃内2丁目113番地4	104,000 m ²	1,270,000 m ³	275,000 m ³

- 注) 1. 埋立容量は、第1期及び第2期工期分の計画容量
 2. 残余容量は令和5年度末時点での推定量

(2) 廃棄物最終処分場の年間埋立重量及び年間埋立容量

<年間埋立重量>

区分	計画埋立重量
一般廃棄物	9,680 t
焼却残さ	2,670 t
燃やさないごみ、粗大ごみ残さ	4,240 t
資源物残さ（不燃）	180 t
事業系廃棄物（直接埋立）	2,260 t
その他ごみ	330 t
産業廃棄物（あわせ産廃）	2,080 t
小計	11,760 t
土砂量（覆土、えん堤、路盤）	10,390 t
合計	22,150 t

注) あわせ産廃とは、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物をいう。

<年間埋立容量>

区分	計画埋立容量
廃棄物（一般廃棄物、あわせ産廃）	11,800 m ³
土砂量（覆土、えん堤、路盤）	4,300 m ³
合計	16,100 m ³

(3) 埋立計画

埋立方式 層状埋立（サンドイッチ方式）
 埋立構造 準好気性埋立

(4) 廃棄物最終処分場の開場日等

搬入者 市（直営・委託）及び一般廃棄物収集運搬業許可業者
 開場日 月～金曜日（日曜日、土曜日、国民の祝日及び12月31日から翌年の1月3日までは閉場する。ただし、市長が必要と認めるときは開場することがある。）
 開場時間 午前9時から午後4時まで

(5) 廃棄物最終処分場で処分する廃棄物

- ① 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例第6条第2項に定める一般廃棄物（し尿を除く。）。ただし、同項第2号の規定により市が処分をしない事業系一般廃棄物であっても市長が特に必要があると認める場合には、同条第3項の規定により、処分をすることがある。

- ② 一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物(あわせ産廃)

産業廃棄物については、燃え殻、汚泥、動植物性残さ及び鉱さい並びにばいじんのうち小樽市中央下水終末処理場から排出されるもののみ廃棄物最終処分場で処分する。

Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 排出の状況

種 類	計画収集量
し 尿	2,428 kℓ
浄化槽汚泥	1,020 kℓ

2 処理主体

種 類	収集・運搬主体	処理主体	処 理 方 法
し 尿	市(委託)	市	標準活性汚泥法（中央下水終末処理場）
浄化槽汚泥	許可業者	市	

3 収集・運搬計画

(1) し尿

収集実績に合わせて定期的に収集する。ただし、申込みがあった場合は、その都度収集する。
委託業者により収集後、市の処理施設に搬入する。

(2) 浄化槽汚泥

排出者自らが収集運搬許可業者に委託し、市の処理施設に搬入する。

4 処理施設

施 設 名	所 在 地	処 理 能 力
小樽市中央下水終末処理場	小樽市色内3丁目12番3号	30 kℓ/日